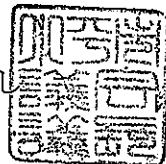


平議發第129号

令和5年3月27日

小平市教育委員会  
教育長 古川正之 殿

小平市議會議長 松岡あつし



文書質問書の送付について

のことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和5年4月10日までにお願いいたします。

別記様式第1号（第2条関係）

令和5年3月27日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会

会派代表者名 伊藤央

質問者名 安竹洋平

### 文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

#### 1 質問項目

いじめ重大事態が発生したことの学校周知に関して、また学校周知を要望するいじめ被害者保護者への教育委員会の対応における問題について

#### 2 質問の理由及び趣旨

市立学校で発生したいじめ重大事態に関して、先日、いじめ被害者の保護者が、市の教育委員会に対し、いじめ重大事態が発生した事実を全校に周知してほしいと要望をした。その要望に対して当該の学長は「いじめ被害者や関係児童の人権、これから的生活への影響等に鑑み、全校周知はしない考えです。」と返答した。

その返答に疑問を感じた同保護者は次のような内容で再質問をした。「全校周知をすることで、①いじめ被害者の生活に何か悪影響が生じるか、②いじめ被害者や関係児童の人権が侵害される要素があるか、③かつて別のいじめ重大事態に関して全校周知が行われたことがあるが、そのとき人権侵害の要素があったのか」。その上で改めて「今後のいじめ（=人権侵害）を断ち切る上でも大切な取り組みと認識しています。実施いただくようご指導ください。」と要望した。

この再質問と要望に対し、教育委員会の回答は次のとおりであった。「繰り返しになりますが、学校は、本件について、全保護者に周知をする考えはありません。学校が、お子様や関係児童の人権、からの生活への影響等に鑑み、総合的に判断したものです。当課から学校に全校周知するよう指導・助言する考えはございません。」この回答は保護者の質問に答えていないだけではなく、担当者は気づいていないかもしれないが、いじめ被害を受けた家族に対してあまりにも冷たい内容である。

私は、いじめ被害者の同意があれば（もちろん加害者の人権にも配慮したうえで）、いじめ重大事態が起きた事実とその対応について、速やかに全校的に周知を行う方がよいと考えている。なぜなら周知が行われることで、いじめ被害者にとっては学校に守られているという感覚が生まれるからだ。また学校も外部の目にさらされることで真摯な対応が迫られる。そうしていじめ被害者が学校に通いやすい環境が整っていくはずである。また、そのほかの児童・生徒やその保護者にとっても、学校で何が起きているのか、自分（の子）に影響はないのか、この学校はきちんといじめに対応しているのかといった疑問や不安を解消することになり、誤った認識を広めないことにもなる。また、児童・生徒にとって、自分の学校でいじめ重大事態が起きていることを知り、自分ごととして考えることは、大きな学びにつながるものである。一方、周知を行うことで、いじめ加害者がやり玉に上げられ、新たな人権侵害が起きる可能性はあり、そうならないための配慮は必要である。いじめ加害者側の保護者が周知に対して過剰

に反応する可能性もある。しかし、いじめ重大事態を学校としてどう捉えているかを加害者に伝えることはとても大切なことでもある。周知すること自体が加害者の人権侵害に直結するものではない。

学校や教育委員会は、こうした考察を通じて、何が本当に子どもたちにとってよいことなのかを掘り下げて考える必要がある。またその考えを児童・生徒や保護者に説明し、信頼関係を築いていく必要がある。しかし、先述した保護者の質問に対する回答からは、その姿勢がまったく見えてこない。逆に不信感が生まれる対応をしてしまっている。

以上のことから、学校や教育委員会として、いじめ重大事態の周知をどう考えているのか、保護者とのコミュニケーションをどう考えているのかを問い合わせますため、質問する。

1. 学校の見解では、いじめ重大事態が起きたことに関して全校的に周知を行うことがいじめ被害者や関係児童の人権侵害につながるということだが、具体的にどのような形で人権侵害が起こると考えての見解か。また、教育委員会はこのことについてどのような見解を持っているか。
2. 学校の見解では、いじめ重大事態が起きたことに関して全校的に周知を行うことがいじめ被害者や関係児童のこれから的生活に影響が生じているということだが、具体的にどのような形で生活に影響が生じ、それがどういう理由で児童・生徒にとってよくないことだと考えての見解か。また、教育委員会はこのことについてどのような見解を持っているか。
3. 過去に、市内の学校でいじめ重大事態が発生し、当該学校からその学校に通う子どもの保護者に対して文書により周知が行われたことがある。文書の内容は、いじめ重大事態が発生した事実、学校としてどのように捉えているか、どのような取組をこれまで行い、どのような課題があり、今後どう対応していくか、といったことであり、私から見れば、学校（長）に対する信頼が高まるような内容だと感じた。教育委員会は、この文書に関してどう捉えているか。
4. 3の文書に関して、教育委員会は当該の学校に対して何らかの見解を伝えたか。伝えた事実があれば、どのような内容だったか。
5. 質問の理由及び趣旨に記載したとおり、保護者からの質問に対する教育委員会の回答は、客観的に見ても質問に対する回答になっていないだけではなく、いじめ被害を受けた家族に対してあまりにも冷たい内容だと考える。これらコミュニケーション上の問題が、保護者と教育委員会の信頼関係を損ね、あつれきを生じさせる原因となっているものと私は捉えている。教育委員会として保護者とのコミュニケーション改善を図る必要があると考えるが、教育長はこれらの問題を把握しているか。また、改善の必要性についてどう考えているか。

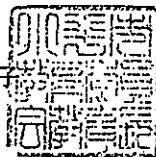


平教教指収第1778号  
令和5年4月10日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会

教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 御指摘の事案につきましては、現在、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会において、被害児童及び関係児童の間で起きた事象に関する事実確認を行っております。そのような中、学校が全校に周知を行った場合は、個別具体的な事象に触れない形での周知となることから、被害児童及び関係児童への憶測の情報のみが広がるなど、対象となった児童等の特定や、全く関係のない児童が疑われたりする等の事態の発生につながるおそれが懸念されます。教育委員会といたしましては、全校周知は行わないとの学校の考えを尊重しております。
- 2 1で御回答しましたように、憶測の情報のみが広がることは、対象となった児童等の特定や、全く関係ない児童が疑われるなど大きな影響を及ぼすおそれがございます。教育委員会といたしましては、学校の考えを尊重しております。
- 3 校長が当時の状況を踏まえ、周知することが適切であると判断したと認識しております。
- 4 当時の学校の状況に鑑み、教育委員会において情報共有を行いましたが、学校が保護者に宛てて発出する文書は、基本的には学校の判断により校長名で発出するものであると認識しております。
- 5 教育委員会事務局の職員に対しては、保護者の心情に寄り添い、丁寧な対応をするよう指導しておりますが、保護者の意に沿わない事項であっても必要なことは伝えることも大切であると認識しております。